

新型コロナウイルス感染症対策行動計画

学校法人 片柳学園

2022年2月

目 次

新型コロナウイルス感染症対策行動計画

1. 基本方針	1
2. 対策委員会	1
3. 情報の収集・提供	1
4. 感染拡大防止	1
5. 感染が疑われる場合の対応	2
6. 感染した場合の対応	2
7. 授業・実習等への対応	3
8. 各行事等への対応	3
9. 欠席・休暇の扱い	3
10. 差別や誹謗中傷を行わない	3

別紙 1 学園内連絡先・新型コロナウイルス感染症初動対策委員会名簿	4
-----------------------------------	---

別紙 2 海外渡航の対応	5
1. 海外渡航に係る要請	5
2. 海外渡航時の対応	5
【教職員用】海外渡航届（新型コロナウイルス感染症）	7
【学生用】海外渡航届（新型コロナウイルス感染症）	8

別紙 3 感染等に伴う欠席・休暇の扱い	9
1. 風邪の症状による場合	9
2. PCR 検査を受検した場合	9
3. PCR 検査で陽性の場合	9
4. PCR 検査で陰性の場合	9
5. 家族が感染した場合	10
6. 海外から帰国した場合	10

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

教職員用	11
------	----

1. 感染が疑われる場合の対応	11
2. 検査の判定結果	11
3. 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応	12
東京工科大学学生用	14
1. 感染が疑われる場合の対応	14
2. 感染した場合等の対応	14
3. 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応	15
日本工学院専門学校・日本工学院八王子専門学校学生用	17
1. 感染が疑われる場合の対応	17
2. 感染した場合等の対応	18
3. 濃厚接触者となった可能性がある場合	18
4. 濃厚接触者の疑いがある場合	19
日本工学院北海道専門学校学生用	20
1. 感染が疑われる場合の対応	20
2. 感染した場合等の対応	20
3. 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応	21
東京工科大学附属日本語学校学生用	23
様式 1 体調不良・発熱時の健康記録	24
様式 2 新型コロナウイルス感染報告書	26
様式 3 健康記録票（感染確認後）	27
様式 4 行動・接触者記録票	29
付表 1 感染者が発生した場合の対応フローチャート	31
付表 2 新型コロナウイルス感染が疑われる場合・濃厚接触した場合等の フローチャート	32
付表 3 感染者が発生した場合の対応	33
1. キャンパス内での対応について	33
2. 八王子学生会館、蒲田・北海道学生寮での対応について	35

2020年3月31日施行

2020年7月29日改定

2022年2月1日改定

学校法人 片柳学園

新型コロナウイルス感染症対策行動計画

1. 基本方針

本行動計画は、片柳学園（以下、「学園」という。）の学生及び教職員の新型コロナウイルス感染拡大を抑え、学園が果たすべき教育・研究・社会貢献への影響を最小限に留めることを目的に策定するものである。新型コロナウイルス感染症の病態及びその影響や行政等の対応方針を踏まえ、本行動計画も柔軟に適応するとともに、それぞれの局面に応じた具体的な対応をまとめた、新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル（以下、「マニュアル」とする。）を別途作成し随時更新することとする。

2. 対策委員会

- (1) 情報の収集・提供、感染の予防や対策を講じる体制として、学園に新型コロナウイルス感染症初動対策委員会（以下、「コロナ委員会」という。）を設置する。なお、コロナ委員会の構成については、「別紙 1 新型コロナウイルス感染症初動対策委員会名簿」のとおりとする。
- (2) 学園の学生及び教職員から感染が疑われる場合等は緊急体制として、学園に緊急対策委員会を設置する。

3. 情報の収集・提供

行政からの新たな対応策を早期に把握し、コロナ委員会内で共有し学園内の対策等に反映させる。学園内掲示板による通常の情報共有に加え、感染防止策などの重要度の高い情報は、各校 HP 等に専用ページを設け学生や教職員に対し、情報を共有する。

感染の疑いがある者が学園内で発生した場合は、マニュアルに沿ってコロナ委員会に情報提供する。

4. 感染拡大防止

国の基本方針や都の対策を基本として、感染拡大状況や他大学における対応を踏まえた対応をとる。感染状況の変化に合わせ、対応の詳細を通知等により随時周知する。

(1) 予防の徹底

学生及び教職員に対し、マスクの着用、手指消毒・手洗い、咳エチケットなどの国が示す予防対策を徹底させる。マスクは各自準備することを基本とするが、学園主催行事等においては、必要に応じて提供する。

(2) ワクチン接種

学生及び教職員に対し、感染拡大防止の観点からワクチンの接種を推奨するが、個人の自由な意思でワクチンを接種することを尊重し、接種の強要や、接種の有無によ

る制限を行わない。ワクチン接種に伴う副反応による欠席・欠勤に対しては、学生及び教職員が不利益を被ることがないように柔軟に対処する。

(3) 海外渡航の留意事項

世界的な感染拡大を鑑みて、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請する。止むを得ず海外渡航する学生及び教職員に対しては、海外渡航届（別紙）を事前に提出させ、帰国時に変更事項等を報告させる。また、渡航者の所属校の担当部署は国が定める「水際対策強化に係る新たな措置」に基づき、必要に応じて渡航者の帰国等に関する申請を行う。

外務省から発せられた感染症危険情報のある国や地域レベル（レベル 3,2,1）から帰国した学生及び教職員に対しては、水際措置において定められた期間、自宅待機及び行動管理を要請し、健康状況報告を求める。

具体的な対応については、「別紙 2 海外渡航の対応」に基づいて行う。

(4) 国内移動（出張・就職活動・旅行等）

学生及び教職員に対し、訪問地の感染状況確認と訪問の必要性を十分に検討するよう要請するとともに、感染が拡大している地域への訪問については自粛を要請する。

(5) 重症化リスクへの対応

国の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」で示している糖尿病や心不全などの基礎疾患を有する学生及び教職員の実態を把握し、重症化リスクについて個別に周知する。

5. 感染が疑われる場合の対応

感染が疑われる学生及び教職員については、かかりつけ医または、居住地域の相談センターに電話相談させ、医療機関の受診や PCR 検査の実施の有無など結果を報告させる。その際、指示や措置等があった場合は、その指示等のある間、随時状況を報告させ、報告内容を集計した上で、コロナ委員会で情報を共有し学内対策等に活用する。

具体的な対応については、別に定めるマニュアル、「付表 1 感染者が発生した場合の対応フローチャート」及び「付表 2 感染者が発生した場合の対応」に基づいて行う。

6. 感染した場合の対応

感染が判明した学生及び教職員については、マニュアルに沿った対応を行い、当面の間は登校・出勤を停止する。その上で、学生に対しては、就学・就業上の支障を軽減するよう支援する。治療に関しては指定医療機関等の対応に委ね、保健所の積極的疫学調査（感染経路・濃厚接触者調査等）に協力する。

感染者の学内滞在（学生寮を含む）が確認された場合は、学園内施設の必要な範囲を十分消毒する。学内での感染が判明した場合は、文部科学省の通知等に沿って、休校措置、一部機能の縮小、学園閉鎖、閉寮等を検討する。

7. 授業・実習等への対応

罹患学生及び教職員に対しては、国の通知等を参考に、治癒するまでの間、出席・出勤停止の措置をとる（学校保健安全法第 19 条による措置ほか）。各校の全部又は一部の休業については都の要請、地域内及び学内の感染状況を参考に判断する。

授業に関する連絡事項や休業を実施する場合は、全学生、全教職員にメールや各校 HP で周知する。休業を行った場合は必要に応じて補講を設定する。補講する場合の具体的な実施方法については別途定める。

8. 各行事等への対応

国の基本方針や他大学の対応、感染拡大を踏まえ、学生及び教職員への感染防止を最優先に考慮した対応を行い、必要に応じて開催の延期・中止等を検討する。決定した事項は速やかに各校 HP 等に掲載し、情報を共有する。

9. 欠席・休暇の扱い

学生及び教職員の感染症に対する休みの取り易い環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や臨時休暇などの柔軟な運用に努める。

具体的な対応については、「別紙 3 感染等に伴う欠席・休暇の扱い」に基づいて行う。

10. 差別や誹謗中傷を行わない

感染者や濃厚接触者、新型コロナワクチン接種の有無に対する差別や誹謗中傷は行わないこと。

学園内連絡先

	所属	連絡先	メールアドレス	電話番号
学生	東京工科大学(八王子)	学務課	jm-hcgakumu@stf.teu.ac.jp	042-637-2114
	東京工科大学(蒲田)	学務課	jm-kmgakumu@stf.teu.ac.jp	03-6424-2115
	日本工学院専門学校	担任又は教育・学生支援部		03-3732-1111
	日本工学院八王子専門学校	担任又は教育・学生支援部		042-637-3119
	日本工学院北海道専門学校	担任		0143-88-0888
	東京工科大学附属日本語学校	事務部		03-3732-1071
教職員	大学教職員	八王子業務課	tk-covid19info@stf.teu.ac.jp	042-637-2111
		蒲田業務課		03-6424-2111
	大学以外の教職員	所属長		

新型コロナウイルス感染症初動対策委員会名簿

	所属	氏名	メールアドレス	電話番号	内線番号
委員長	法人本部	総務部 部長	usui@stf.neec.ac.jp	042-637-1111 03-6424-1111	1210 4023
副委員長	法人本部	蒲田総務課 課長	kohara@stf.neec.ac.jp	03-3732-1113	4021
副委員長	法人本部	八王子総務課 課長	yoshimurak@stf.neec.ac.jp	042-637-1117	1229
委員	法人本部	人事課 課長補佐	yamaguchit@stf.neec.ac.jp	03-6424-2057	4054
委員	東京工科大学	八王子業務課 課長	hayakawa@stf.teu.ac.jp	042-637-2111	2021
委員	東京工科大学	蒲田業務課 課長補佐	tmaki@stf.teu.ac.jp	03-6424-2111	5733
委員	東京工科大学	八王子学務課 課長補佐	hotta@stf.teu.ac.jp	042-637-2114	2041
委員	東京工科大学	蒲田学務課 課長	ishida@stf.teu.ac.jp	03-6424-2115	5734
委員	日本工学院八王子専門学校	テクノロジーカレッジ 主任	moriuchihr@stf.neec.ac.jp	042-637-3168	3018
委員	日本工学院八王子専門学校	ITカレッジ 主任	tsukamotoy@stf.neec.ac.jp	042-637-3295	3068
委員	日本工学院八王子専門学校	教育・学生支援部	tadanotsht@stf.neec.ac.jp	042-637-3111	3424
委員	日本工学院専門学校	教育・学生支援部 課長	ohtsukakty@stf.neec.ac.jp	03-3732-1483	4131
委員	日本工学院専門学校	デザインカレッジ 主任	sanomshr@stf.neec.ac.jp	03-3732-1073	4432
委員	日本工学院専門学校	デザインカレッジ	kagatkm@stf.neec.ac.jp	03-3732-2564	5815
委員	日本工学院北海道専門学校	事務部 課長	kon@nkhs.ac.jp	0143-88-0888	211
委員	東京工科大学附属日本語学校	事務部	tani@stf.teu.ac.jp	03-3732-1071	5771

海外渡航の対応

1. 海外渡航に係る要請

WHO が世界規模で大流行を宣言し、さらにその状況が加速しているとの警告を発していることから、学生及び教職員に対し海外渡航の中止又は延期を要請します。

やむを得ず、海外渡航をする場合は以下の「2 海外渡航時の対応」を確実に行ってください。

2. 海外渡航時の対応

やむを得ず、海外への渡航を予定している学生及び教職員は下記により「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」の「別紙 1 学園内連絡先」へ報告してください。

(1) 渡航前の届出

学生は「海外渡航届（学生用）」を、教職員は「海外渡航届（教職員用）」を提出してください。また、渡航者の所属校の担当部署は、国が定める水際対策強化に係る新たな措置（以下、「水際措置」という。）に基づき、渡航者の帰国等に関して申請等が必要な場合は対応してください。

水際対策強化に係る新たな措置について（内閣官房）：

https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html

(2) 帰国後の報告

渡航前に提出した海外渡航届のうち渡航先や滞在期間、経由地に変更があった場合は修正した海外渡航届を提出してください。なお、事情により難しい場合はメールで報告してください。

(3) 自宅待機の要請

ア. 感染症危険情報のある国地域からの帰国時

学生及び教職員は新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危険情報に記載がある国や地域（レベル 3,2,1）から帰国した場合、帰国後、水際措置において定められた期間、外出を避け自宅待機とし、「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」の「別紙 1 学園内連絡先」に報告してください。この間、感染への疑問や体調不調がある場合は、保健所に相談してください。なお、帰国時に検疫所長が指定した場所（自宅除く）で指定された期間待機する場合には上記の待機及び報告は不要です

※外務省の感染危険情報

各地域の感染危険情報は、外務省 HP で確認してください。

外務省感染症危険情報 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

イ. 感染危険情報のない国や地域からの帰国時

感染危険情報のない国や地域から帰国した学生及び教職員は健康管理に努め、咳やのどの痛みなどの症状がみられた場合は保健所等へ報告のうえ、医療機関受診等適切な対応をしてください。

【教職員用】 海外渡航届（新型コロナウイルス感染症）

片柳学園新型コロナウイルス感染症初動対策委員会 宛

届出日	
氏 名	
所 属	
職員番号	
渡航先	
経由地	
渡航目的	
日本出国日	年 月 日
日本入国予定日	年 月 日
電話番号	
メールアドレス	
備 考	

（提出先：大学教職員は業務課、それ以外の教職員は所属長(科課長)→新型コロナウイルス感染症初動対策委員会）

【学生用】 海外渡航届（新型コロナウイルス感染症）

片柳学園新型コロナウイルス感染症初動対策委員会 宛

届出日			
氏 名			
所 属	東京工科大学	日本工学院	
学籍番号			
	学部	カレッジ	
	学科	科	
渡航先			
経由地			
渡航目的			
日本出国日	年	月	日
日本入国予定日	年	月	日
電話番号			
メールアドレス			
備 考			

（提出先：大学生は学務課学生係、専門学校生は担任→新型コロナウイルス感染症初動対策委員会）

感染等に伴う欠席・休暇の扱い

1. 風邪の症状による場合

- ・学生は、当分の間原則欠席とならないよう配慮する。
欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話またはメールでその旨を連絡し、後日欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は家族に連絡してもらう。
- ・教職員は当面の間、年次有給休暇を使用する。

2. PCR 検査を受検した場合

検査結果が出るまでの期間を含む。

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮する。
欠席する際は、授業担当教員（担任または事務局）に電話又はメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。
- ・教職員は、臨時休暇とする。

3. PCR 検査で陽性の場合

- ・学生は学校保健安全法を根拠とした出席停止とし、欠席の扱いにならないよう、配慮する。
出席停止に該当する学生が発生した場合の対応については、別に定めるマニュアル及びフローチャートに基づいて行う。
- ・教職員は、臨時休暇

4. PCR 検査で陰性の場合

(1) 保健所の指示がある場合

ア：学生は欠席とならないよう配慮する。

欠席する際は科目・授業担当教員に電話またはメールでその旨を連絡し、後日、欠席届を提出する。本人が連絡できない場合は、家族に連絡してもらう。

イ：教職員は、臨時休暇とする。

(2) 保健所の指示がない場合

登校・出勤させる

	風邪症状	検査期間	陽性確認	陰性確認以降			
				相談センターの指示あり		相談センターの指示なし	
				自宅待機	それ以外	症状あり	症状なし
学生	欠席とせず、配慮する	欠席とせず、配慮する。	出席停止	出席停止	個別対応	欠席とせず、配慮する。	登校
教職員	年次有給休暇	臨時休暇	臨時休暇	臨時休暇	個別対応	年次有給休暇	出勤

5. 家族が感染した場合

(1) 同居している家族等に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合

- ・学生は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで欠席としないよう配慮する。
- ・教職員は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで臨時休暇とする。

(2) 同居している家族等が感染した場合

- ・学生は、保健所の指示に従い、指定された経過観察期間を出席停止とする。
- ・教職員は、保健所の指示に従い、指定された経過観察期間を臨時休暇とする。

6. 海外から帰国した場合

外務省の感染症危険情報「危険レベル 3,2,1」の国や地域から帰国した場合

- ・学生は、帰国後水際対策強化に係る新たな措置において定められた期間を出席停止とし、欠席の扱いにならないよう配慮する。
- ・教職員は、帰国後水際対策強化に係る新たな措置において定められた期間を臨時休暇とする。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

学校法人片柳学園

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。なお、感染に関する国や自治体の対応は状況により更新されています。最新の情報は厚生労働省のHPでご確認ください。

1. 感染が疑われる場合の対応

(1) 感染が疑われる場合

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や体調不良が見られた場合は、上長に報告の上、出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めるとともに、かかりつけ医を受診するか以下のリンクから各自治体の相談窓口にご相談し、指示に従ってください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(2) 出勤の目安

(1)において新型コロナウイルスの疑いに至らなかった場合は、かかりつけ医や各自治体の相談窓口の指示により出勤再開日を上長に報告・相談してください。新型コロナウイルスの疑いに至り、検査を受検した場合の報告は以下のとおりとします。

2. 検査の判定結果

(1) 報告先

大学の教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)(注1)へ電話等で下記の内容を報告してください。

(2) 報告内容

【陽性】の場合

- ・氏名、所属、現在の連絡先
- ・判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無(期間、医療機関名)自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認(濃厚接触者、学内出勤最終日等)

電話報告した後、速やかに下記にある登録フォーム「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」および登録フォーム「様式4 行動・接触者記録票」を提出してください。また、出勤再開までの間、毎日、登録フォーム「様式3 健康記録票(感染確認後)」を記録してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出勤停止となり、出勤停止期間は臨時休暇(注3)とします。

【陰性】の場合

- ・氏名、所属、現在の連絡先
- ・検査機関や保健所等からの指示（自宅待機や注意事項など）
- ・現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、出勤せず自宅に待機し、毎日の体温と症状を下記にある登録フォーム「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録してください。

（3）出勤の再開について

保健所の指定する療養方法において療養期間が過ぎた教職員は、通勤再開可能としますので、期間終了前日までに、大学の教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)へ電話で報告してください。なお、保健所による健康観察において問題がある場合は、保健所から自宅療養の延長が指示されることがあります。

3. 濃厚接触者（注2）となった可能性がある場合の対応

（1）濃厚接触者となった場合

- ① 家族等の同居者が感染した場合は、保健所からの指示に従い、自宅待機としてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある登録フォーム「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。
- ② 同居していない、友人や知人などが感染し、濃厚接触者となってしまった場合、保健所からの指示に従い、自宅待機としてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある登録フォーム「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。

（2）濃厚接触者の疑いがある場合、

- ① 家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を下記にある登録フォーム「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。
- ② 同居していない、友人や知人などの感染が疑われる場合、その感染の疑いがあるものが陽性となってしまった場合、ただちに自宅待機とし、保健所の指示に従うようにしてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある登録フォーム「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。

（3）自宅待機時の体調不良について

自宅待機の期間中、この間、自分にも感染が疑われる症状がでた場合には、かかりつけ医か、居住地の自治体が設置している、相談センター・コールセンターに電話し、指示に従って行動してください。また、その結果は必ず大学の教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長(科課長)へ報告してください。

（注1） 報告・相談を受信した科課長は、各校の新型コロナウイルス感染症初動対策委員に報告してください。

(注2) 濃厚接触者の情報が更新されています。以下、厚生労働省 HP でご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202109_00005.html

(注3) 臨時休暇とは

就業規則第 33 条 7 項および嘱託職員就業規則第 30 条 7 項「その他本学園が必要と認めたとときの臨時休暇」をいう。

●各都道府県にある相談センター・コールセンターの検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●八王子キャンパス

法人本部総務部（学園代表電話） ☎042-637-1111 平日9：00から17：00※

東京工科大学 ☎042-637-2111 平日9：00から17：00※

日本工学院八王子専門学校 ☎042-637-3111 平日9：00から17：00※

●蒲田キャンパス

法人本部総務部（学園代表電話） ☎03-6424-1111 平日9：00から17：00※

東京工科大学 ☎03-6424-2111 平日9：00から17：00※

日本工学院専門学校 ☎03-3732-1111 平日9：00から17：00※

東京工科大学附属日本語学校 ☎03-3732-1071 平日9：00から17：00※

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

【様式 1】登録フォーム「体調不良・発熱時の健康記録」

<https://forms.gle/pBfarfREaeQHUU6F9>

【様式 2】登録フォーム「新型コロナウイルス感染報告書」

<https://forms.gle/716qqVUg5wLXHAoYA>

【様式 3】登録フォーム「健康記録票」

<https://forms.gle/PrMTSVwaLtcAH6nU6>

【様式 4】登録フォーム「行動・接触者記録票」

<https://forms.gle/UmWtWyxk6YEn4X2b6>

※登録された内容は総務部所属のコロナ委員より、登録者が所属する組織のコロナ委員へ報告します。

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

東京工科大学

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

1. 感染が疑われる場合の対応

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、かかりつけ医か、都道府県等が設置している相談センター・コールセンター、または各キャンパスの学務課へ、電話により相談してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(2) 発熱等の風邪症状や体調不良がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や体調不良がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。また、学務課学生係に電話で報告するとともに、登校再開までの間、毎日、下記にある「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を記録してください。

(3) 登校の目安

病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも72時間が経過している場合は、登校することができます。ただし、かかりつけ医の判断がこれと異なる場合は、かかりつけ医に従うこととします。

(*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など)

2. 感染した場合等の対応

(1) 検査結果の報告

必ず、学務課学生係に電話で報告してください。

(2) 報告内容

㊦陽性の場合

- ① 氏名、学部、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ② 判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無(期間、医療機関名)自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症前2日間と、発症以降の行動確認(濃厚接触者、学内登校出勤の有無等)

夜間や休日に陽性が判明した場合は平日の9:00以降に、各キャンパスの学務課学生係へ至急電話連絡してください。その後、速やかに下記にある「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」および「様式4 行動・接触者記録表」を提出してください。また、登校再開までの間、毎日、「様式3 健康記録票」を記録してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、担当学部、科目担当教員等に連絡します。その間の授業については、教員からの指示をあおいでください。

①陰性の場合

- ① 氏名、学部、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ② 保健所や検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、毎日の体温と症状を下記にある「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(2)療養後の登校について

令和4年2月1日以降、保健所の指定する療養方法において療養期間が過ぎた学生は、登校開始とします。ただし、療養期間終了後も、咳などの周囲に不安を与える症状が継続していたり、保健所による健康観察において問題があったり、また、療養期間解除の目安である「症状軽快後72時間」を経過していない場合は、大学より、自宅療養の延長を指示することがあります。

3. 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応

(1)濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間（患者の発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいいます。

- ① 新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症確定患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※ 国立感染症研究所感染症疫学センター（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）

(2)濃厚接触者となった場合

- ① 家族等の同居者が感染した場合は、保健所からの指示に従い、自宅待機としてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。

- ② 同居していない、友人や知人などが感染し、濃厚接触者となってしまった場合、保健所からの指示に従い、自宅待機としてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。

(3)濃厚接触者の疑いがある場合、

- ① 家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を下記にある「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。
- ② 同居していない、友人や知人などの感染が疑われる場合、その感染の疑いがあるものが陽性となってしまった場合、ただちに自宅待機とし、保健所の指示に従うようにしてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。

(4)自宅待機時の体調不良について

自宅待機の期間中、この間、自分にも感染が疑われる症状がでた場合には、かかりつけ医か、居住地の自治体が設置している、相談センター・コールセンターに電話し、指示に従って行動してください。また、その結果は必ず学生係へ報告してください。

各種問い合わせ先・連絡先一般的な相談について

各都道府県にある相談センター・コールセンターの検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

連絡先

- 東京工科大学蒲田キャンパス（平日9：00から17：00※）
学務課学生係 ☎03-6424-2115 Mail：jm-kmgakumu@stf.teu.ac.jp
- 東京工科大学八王子キャンパス（平日9：00から17：00※）
学務課学生係 ☎042-637-2114 Mail：jm-hcgakumu@stf.teu.ac.jp
但し、受付時間短縮の場合は別途定める

各種様式

【様式1】登録フォーム「体調不良・発熱時の健康記録」

<https://forms.gle/oH3QPSPVLvS9SYLG7>

【様式2】登録フォーム「新型コロナウイルス感染報告書」

<https://forms.gle/xyiBJayeTSn4sZRG7>

【様式3】登録フォーム「健康記録票」

<https://forms.gle/eepmFJqMThEhT4KF8>

【様式4】登録フォーム「行動・接触者記録票」

<https://forms.gle/J76ocaMaQjff7emMA>

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

日本工学院専門学校
日本工学院八王子専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

1. 感染が疑われる場合の対応

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、以下のリンクから各自治体の相談窓口に相談、または担任もしくは学生課に電話にて相談し指示に従ってください。

厚生労働省 HP

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(2) 発熱等の風邪症状や体調不良がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や体調不良が見られた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。また、登校再開までの間、毎日、「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を記録してください。

(3) 登校の目安

病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも72時間が経過している場合は、登校することができます。ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従うこととします。

(*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など)

登校時には、療養中に記録した「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を提出してください。

新型コロナウイルスへの感染の疑いで電話相談する目安は下記のとおりです。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。（※解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

2. 感染した場合等の対応】

(1)感染した場合は必ず担任又は学生課へ報告してください。

報告内容 陽性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無(期間、医療機関名) 自宅療養の有無(期間、療養場所)、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認(濃厚接触者、学内登校の有無等)

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は、担任にメール等で連絡するかもしくは、平日の9:00以降に学生課へ電話連絡してください。

その後、速やかに「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」および「様式4 行動・接触者記録表」を提出願います。また、登校再開までの間、毎日、「様式3 健康記録票(感染確認後)」を記録してください。

なお、陽性の場合、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担任に相談してください。

(2)陰性が確認された場合も、担任又は学生課に連絡してください。

報告内容 陰性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②検査機関等からの指示の有無(自宅待機や注意事項など)
- ③現在の体温と症状(風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など)

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、毎日の体温と症状を「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担任及び学生課へ毎日メール等にて報告してください。新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合も体調不良が続く場合は、同様です。

(3)登校許可について

保健所から療養期間が解除され、登校しようとする場合は、前日までに必ず担任へ報告してください。健康記録やヒアリングを踏まえ、最終確認を行い登校開始とします。

- ① 保健所の健康観察において問題(期間延長の要請等)がなく、療養解除の許可があったか。
- ② 療養解除の目安である「症状軽快後72時間」を経過しているか。
- ③ 咳などの周囲に不安を与える症状が継続していないか。

なお、登校時には療養中に記録した「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」または「様式3 健康記録票(感染確認後)」を提出してください。

3. 濃厚接触者(注1)となった可能性がある場合

- ① 家族等の同居者が感染した場合は、保健所からの指示に従い、登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を「様式3 健康記録票」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。また、感染者と接触し濃厚接触者となった場合も、保健所からの指示に従い自宅待機としてください。

4. 濃厚接触者（注1）の疑いがある場合

- ①家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで登校せず自宅待機してください。また、濃厚接触の定義に該当すると思われる場合にも、毎日の体温と症状を「様式3 健康記録票」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

※自宅待機期間中に感染が疑われる症状がでた場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担任へ報告してください。

（注1）濃厚接触者とは（濃厚接触者の定義）

新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間（患者の発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいう。

- ①新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった者
- ②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症確定患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※国立感染症研究所感染症疫学センター（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）

連絡先

●厚生労働省 HP

新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●日本工学院専門学校 教育・学生支援部 学生課 ☎03-3732-1111

平日 9:00 から 17:00

●日本工学院八王子専門学校 教育・学生支援部 学生課 ☎042-637-3119

平日 9:00 から 17:00

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

日本工学院北海道専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

1. 感染が疑われる場合の対応

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、かかりつけ医か、都道府県等が設置している電話相談窓口、または担任へ、電話により相談してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(2) 発熱等の風邪症状や体調不良がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状や体調不良がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。また、担任に電話で報告するとともに登校再開までの間、毎日、「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を記録してください。

(3) 登校の目安

病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも72時間が経過している場合は、登校することができます。ただし、かかりつけ医の判断がこれと異なる場合は、かかりつけ医に従うこととします。

(*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など)

2. 感染した場合等の対応

(1) 検査結果の報告

必ず、担任へ至急電話で報告してください。

(2) 報告内容

㊦陽性の場合

- ① 氏名、学科、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ② 判定日、検査日(受診医療機関名)、入院の有無(期間、医療機関名)自宅療養の有無(期間、療養場所)発症からの症状の経過、発症以降の行動確認(濃厚接触者、学内登校の有無等)

夜間や休日に検査で陽性が判明した場合も、担任へ至急電話連絡してください。その後、速やかに「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」および「様式4 行動・接触者記録表」を提出し

てください。また、登校再開までの間、毎日、「様式3 健康記録票（感染確認後）」を記録してください。なお、陽性の場合は、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担任に相談してください。

①陰性の場合

- ① 氏名、学科、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ② 検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③ 現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、毎日の体温と症状を「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。

(3)療養後の登校について

令和4年2月1日以降、保健所の指定する療養方法において療養期間が過ぎた学生は、登校開始とします。ただし、療養期間終了後も、咳などの周囲に不安を与える症状が継続していたり、保健所による健康観察において問題があったり、また、療養期間解除の目安である「症状軽快後72時間」を経過していない場合は、学校より、自宅療養の延長を指示することがあります。

3. 濃厚接触者となった可能性がある場合の対応

(1)濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間（患者の発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者をいいます。

- ① 新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症確定患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※ 国立感染症研究所感染症疫学センター（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）

(2)濃厚接触者となった場合

- ① 家族等の同居者が感染した場合は、保健所からの指示に従い、自宅待機としてください。その間、毎日の体温と症状を「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。
- ② 同居していない、友人や知人などが感染し、濃厚接触者となってしまった場合、保健所からの指示に従い、自宅待機としてください。その間、毎日の体温と症状を「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

(3)濃厚接触者の疑いがある場合、

- ① 家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、家族等の陰性が判明するまで、または家族等の症状がなくなるまで登校せず自宅待機してください。また、毎日の体温と症状を「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」へ記録し、必ず担任へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。
- ② 同居していない、友人や知人などの感染が疑われる場合、その感染の疑いがあるものが陽性となってしまった場合、ただちに自宅待機とし、保健所の指示に従うようにしてください。その間、毎日の体温と症状を下記にある「様式3 健康記録票」へ記録し、感染に留意した行動をとってください。

(4)自宅待機時の体調不良について

自宅待機の期間中、自分にも感染が疑われる症状がでた場合には、かかりつけ医か、居住地の自治体が設置している、相談センター・コールセンターに電話し、指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担任へ電話報告してください。

各種問い合わせ先・連絡先一般的な相談について

各都道府県にある相談センター・コールセンターの検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

連絡先

●日本工学院北海道専門学校 ☎0143-88-0888 (平日 9:00 から 17:00)

※但し、受付時間短縮の場合は別途定める

がくせい
学生のみなさんへ

コロナウィルスで心配なこと相談してください

とうきようこうかだいがくふぞくにほんごがっこう
東京工科大学附属日本語学校

コロナウィルスのことで、学校からみなさんに伝えます。

【コロナウィルスが体に入ると1～4のようになります】

- 1 体が熱くなります。体温は37.5℃、もっと熱くなるかもしれません。
- 2 息が苦しくなり、咳がでます。
- 3 体に力が入りません。
- 4 「におい」や「あじ」がわからなくなることがあります。

【コロナウィルスで病気になったかもしれない人】

家から出ないでください。まずは、事務所に電話をください。

電話が無理ならE-mailをください。夜や学校が休みの時は「日本語学校の緊急用の携帯電話」に電話をください。話を聞いて、学校に来ていいか、だめか、学校が決めます。

学校が説明するとおりに行動してください。

学校が決めて休むときは出席のことは心配しないでください、大丈夫です。

【コロナウィルスで病気になった人】

検査の結果を必ず事務所に電話をください。電話が無理ならE-mailをください。

夜や学校が休みの時は「日本語学校の緊急用の携帯電話」に電話をください。

①～⑧を教えてください。【①クラス】【②名前】【③病院で検査した日】

【④コロナウィルスの病気とわかった日】【⑤入院をするか、したか】

【⑥どのくらい休むか】【⑦今の体調】【⑧体が悪いときによく会った人】

元気になって、医者が学校に行ってもいいといったら学校に教えてください。

学校へ来てもいい日は、学校が決めます。

「様式3 健康記録票（感染確認後）」を毎日書いて、毎日事務所に元気か、連絡をください。

【コロナウィルスで病気の人と長い時間、一緒にいた人】

事務所に教えてください。もしかしたらしばらくの間、家で休みになるかもしれません。

★連絡先

とうきようこうかだいがくふぞくにほんごがっこうじむしょ
東京工科大学附属日本語学校（事務所）

てんわばんごう
電話番号：03-3732-1071

E-mail：jst_gakusei@stf.teu.ac.jp

きんきゆうよう けいたいてんわばんごう
緊急用の携帯電話番号：080-1348-9100

体調不良・発熱時の健康記録

※1日朝晩2回の健康チェックをしてください。

記録終了後は、メールまたはFAXで学園内連絡先まで提出してください。

氏名() 携帯電話 ()

所属() メールアドレス ()

学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目を記入してください。

渡航先:国/都市()					
渡航期間:	年	月	日	~	年 月 日
帰国日 :	年	月	日		

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	病院受診の有無
1日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
2日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
3日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
4日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
5日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
6日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
7日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	病院受診の有無
8日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
9日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
10日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
11日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
12日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
13日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
14日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

◎病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状軽減の場合は、
薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後少なくとも3日が経過すれば登校可能です。
ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従うものとします。

新型コロナウイルス感染報告書

※新型コロナウイルス感染症陽性と診察された場合は、下記に記入後、メールまたはFAXで
学园内連絡先まで提出してください。

氏名() 連絡が取れる電話番号()
 所属() メールアドレス()
 学籍番号() 感染地域[都道府県]()
 学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。
 (寮名: 部屋番号:)
 新型コロナワクチンを何回接種されましたか?[任意](回)

※ 海外渡航者は以下の項目を記入してください。

渡航先:国/都市()
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
帰国日 : 年 月 日

検査日	年 月 日()	検査病院	所在地	
判定日	年 月 日()		病院名	

入院の有無	入院・自宅療養・その他施設療養
-------	-----------------

入院先・療養先等	所在地	
	施設名	
	電話番号	
	入院・療養施設滞在期間	年 月 日 ~ 年 月 日

発症からの症状の経過	

症状が現れた日以降の、本学園学生・教職員との接触の有無	有・無
-----------------------------	-----

今後の見通し等についての医師の所見	

学内連絡先 TEL: メール: FAX:

◎本書の提出が困難な状況の場合は、まず学内連絡先にお電話にて報告願います。

健康記録票(感染確認後)

※1日朝晩2回の健康チェックをしてください。

記録終了後は、メールまたはFAXで学園内連絡先まで提出してください。

氏名() 携帯電話 ()

所属() メールアドレス ()

学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目を記入してください。

渡航先:国/都市()
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
帰国日 : 年 月 日

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	入院・隔離治療の有無
1日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
2日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
3日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
4日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
5日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
6日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
7日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

日数	日付	体温(℃)	呼吸器症状等	その他の自覚症状	入院・隔離治療の有無
8日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
9日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
10日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
11日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
12日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
13日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
14日	/	朝	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()
		夕	なし・咳・呼吸苦・咽頭痛・鼻水・強いだるさ・下痢		無有()

学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

◎併せて、様式2 新型コロナウイルス感染報告書を提出してください。

行動・接触者記録票

※この記録は、入院や自宅待機が始まる10日前からの行動を記入してください。

詳細が不明な場合は、覚えている範囲で記入願います。

氏名() 携帯電話 ()

所属() メールアドレス ()

学籍番号()

学生寮入居者は寮名及び部屋番号を記入してください。

(寮名: 部屋番号:)

※ 海外渡航者は以下の項目を記入してください。

渡航先:国/都市()	
渡航期間: 年 月 日 ~ 年 月 日	
帰国日 : 年 月 日	

日数	日付	項目	行動(時刻・場所・移動経路等)/接触者(氏名・続柄・年代・連絡先等)
入院・自宅待機開始日	/	行動	
		接触者	
1日前	/	行動	
		接触者	
2日前	/	行動	
		接触者	
3日前	/	行動	
		接触者	
4日前	/	行動	
		接触者	
5日前	/	行動	
		接触者	
6日前	/	行動	
		接触者	

日数	日付	体温(℃)	行動(時刻・場所・移動経路等)/接触者(氏名・続柄・年代・連絡先等)
7日前	/	行動	
		接触者	
8日前	/	行動	
		接触者	
9日前	/	行動	
		接触者	
10日前	/	行動	
		接触者	

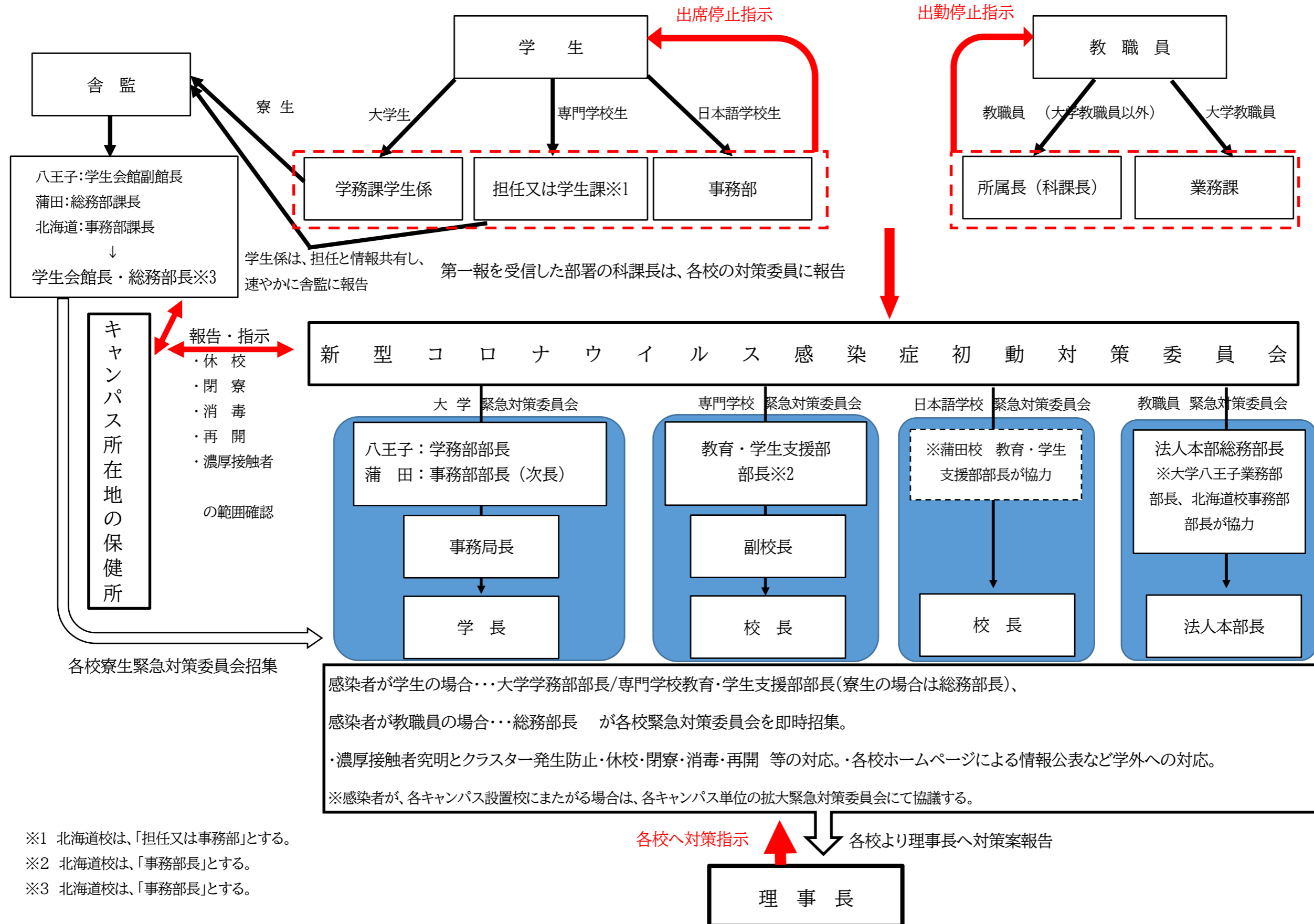
学内連絡先

TEL:

メール:

FAX:

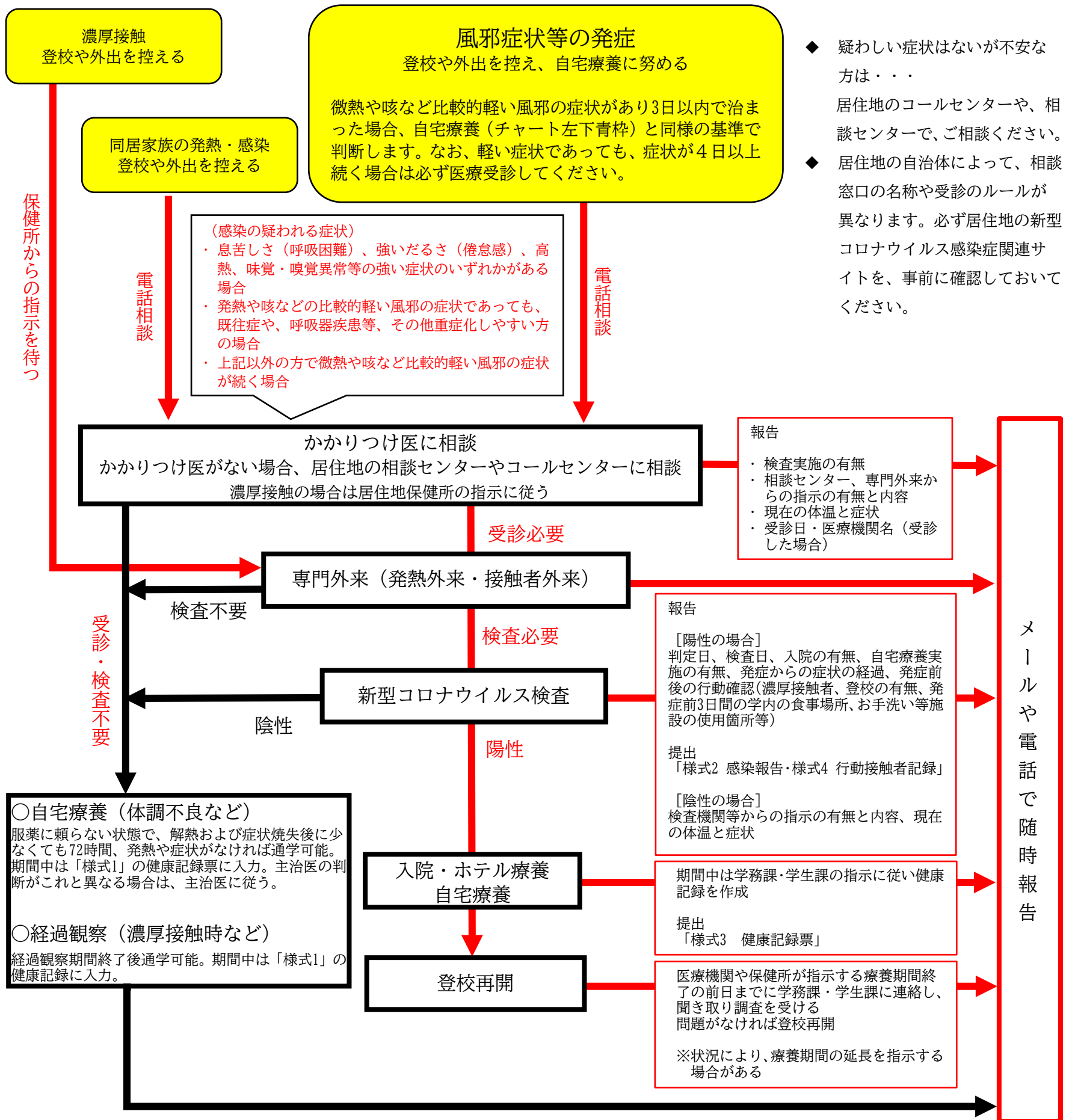
(付表1) 感染者が発生した場合の対応フローチャート



※感染の疑いのある学生を把握した教職員は、医療機関(かかりつけ医または居住地の相談センター)に相談するよう学生に指導し、氏名・連絡先を各校学生窓口へ報告すること。

※1 北海道校は、「担任又は事務部」とする。
 ※2 北海道校は、「事務部部长」とする。
 ※3 北海道校は、「事務部部长」とする。

(付表2) 新型コロナウイルス感染が疑われる場合・濃厚接触した場合等のフローチャート



連絡先
新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先※厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

- 八王子キャンパス
東京工科大学学務部学務課 TEL: 042-637-2114 Mail: jm-hcgakumu@stf.teu.ac.jp
日本工学院八王子専門学校 各担任連絡先 又は、教育・学生支援部 学生課 ☎042-637-3119
- 蒲田キャンパス
東京工科大学学務部学務課 TEL: 03-6424-2115 Mail: jm-kmgakumu@stf.teu.ac.jp
日本工学院専門学校 各担任連絡先 又は、教育・学生支援部 学生課 ☎03-3732-1111
東京工科大学附属日本語学校 事務部 ☎03-3732-1071

(付表3) 感染者が発生した場合の対応

2022年2月1日版

1. キャンパス内での対応について

	発熱者・感染者の行動			学園・所属校の対応	
	八王子キャンパス	蒲田キャンパス	北海道キャンパス		
① 入構時の検温 (学生・教職員・外来者)	正門・西門・バイク駐輪場で検温を受ける。	スクールバス乗り場で検温を受ける。	教室・実習室入室時に検温を受ける。外来者は、3号館エントランスで検温を受ける。	毎朝自宅・寮等で各自検温と体調確認を行う。	・検温結果が高い場合は、複数回検温を実施。その際、時間をおいて、日陰等に場所を替えるなどして検温を実施する。
② 在校時の体調不良	【授業中の発生】 体調不良の学生は、速やかに帰宅する。 【勤務中の発生】 体調不良の教職員は、速やかに帰宅する。 【医務室の利用】 新型コロナウイルスが疑われる症状がある場合(体調不良も含む)は、医務室の利用は不可。			【授業中の発生】 教員は、体調不良の学生に速やかな帰宅を指示する。 【勤務中の発生】 所属長は、体調不良の教職員に速やかな帰宅を指示する。	
③ ①②で発熱確認の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱(37.5℃以上)確認時はマスクを着用の上、歩行が可能なら公共交通機関(八王子・北海道キャンパスの場合はスクールバス)で帰宅する。(必要に応じ、保護者に迎えを依頼)歩行が困難な場合は、救急119(判断に迷う場合には#7119)に連絡。 ・外来者に発熱があった場合は、入構をお断りする。 ・感染拡大阻止の為、その場からの帰宅を基本とし、大学生は学務課学生係に、専門学校生は担任または教育・学生支援部学生課(以下「所属校」とする)に報告。大学の教職員は業務課へ、それ以外の教職員は所属長に報告。 			<ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた所属校は本人に連絡をとり、状況の確認と、帰宅後の対応について連絡する。 ・所属校は、同時に、「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」の記入・提出の指示を行う。 	
④ 帰宅後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」の記入・提出を行う。 【通学・通勤許可の目安】 ・病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも72時間が経過している場合。ただし、かかりつけ医の判断がこれと異なる場合は、かかりつけ医に従う。 *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など 			<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、提出された「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」により確認する。 ・所属校及び所属長は、検温や体調確認の結果の連絡を受けて、通学・通勤許可の判断を行う。(大学の教職員は、業務課に報告) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱などの風邪症状が続く場合は、かかりつけ医や居住地の自治体が設置している、相談センター・コールセンターへ相談し、指示に従う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、自治体が設置している、相談センターやコールセンター等の情報を提供する。 	
以下、感染が確認された場合(自宅での感染確認を含む)					
⑤ 感染連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・家族より、所属校に連絡。 ・「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の記入・提出を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・連絡を受けた所属校の科課長は、各校の新型コロナウイルス感染症初動対策委員(以下「コロナ委員」という。)に報告する。 ・コロナ委員は報告を受けたその情報を他の委員と共有し、感染者の所属校において招集された緊急対策委員会に報告する。 ・所属校は、感染者に対し「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の記入・提出の指示を行う。 ・感染者が、「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の作成・提出が困難な状況の場合は、所属校が感染者本人からの聴取に基づいて作成を行う。 	
⑥ 所轄庁等への報告				<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査で陽性が確認されると病院から保健所へ、連絡がいく。 ・大学学務部及び業務課は、文科省に報告する。 ・専門学校教育・学生支援部及び事務課は、文科省並びに東京都もしくは北海道に報告する。 	
⑦ 臨時休業の実施				<ul style="list-style-type: none"> ・各校緊急対策委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、感染症の予防上必要がある時は学校の全部又は一部について臨時休業を行う。ただし、東京都衛生主管部局もしくは北海道保健福祉部と相談の上、当該学生の症状の有無、キャンパス内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者が発生した段階では、原則として臨時休業は実施しない。但し、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、臨時休業の実施を検討する場合がある。 ・保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒、および校内での濃厚接触者の特定がなされ、保健所より安全性が認められた場合、臨時休業を解除する。
⑧ 感染者の行動記録調査	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式3 健康記録票（感染確認後）」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校は、感染者に対し「様式3 健康記録票（感染確認後）」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出の指示を行う。 ・所属校において、感染者の時間割や行動記録から、接触者（履修者名簿等）、使用教室のリストを作成する。 ・課外活動参加の場合、活動時の接触者（部員名簿）、活動場所のリストを作成する。 ・保健所の実施する積極的疫学調査により、濃厚接触者の特定がされる。濃厚接触者に対する健康観察については保健所の指示に従う。
⑨ キャンパス消毒の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示により、感染者が使用した教室や行動した経路を消毒する。消毒は、学内の常駐清掃業者、必要に応じ消毒専門業者が実施する。 ・課外活動等の参加者が感染した場合は、使用した設備の消毒も行う。
⑩ 情報の公表		<ul style="list-style-type: none"> ・学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合、その他感染拡大を防止すべき急迫の事態が生じた場合には、各校緊急対策委員会は、感染者のプライバシーに配慮した上で、学園利害関係人（学生・保護者等）に対してホームページで説明文書を公開する。
⑪ 登校・出勤の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保健所が指示する療養期間終了の前日までに、学生は所属校へ、大学教職員は業務課、それ以外の教職員は所属長へ連絡し、聞き取り調査を受け、登校・出勤再開の判断を仰ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所が指定する療養期間が過ぎた学生・教職員より、咳などの症状が継続していないか、保健所による健康観察において問題がないか、また、療養期間解除の目安である「症状軽快後72時間」が経過しているかを確認し、問題なければ登校・出勤再開を許可する。該当する事項がある場合は自宅療養の延長を指示する。

2. 八王子学生会館、蒲田・北海道学生寮での対応について

	寮生自身の対応	学園・所属校の対応	舎監(管理会社)・清掃業者・給食業者の対応
① 毎日の検温	自室・舎監室で検温し、各寮定められた方法で報告する。	報告された寮生の検温記録を確認し、	必要があれば情報を共有する。
② 体調不良者の報告	<ul style="list-style-type: none"> WEB フォームから「学生会館健康記録」を毎日提出。(八王子学生会館の場合) 37.5℃以上のなどの風邪の症状がある場合は必ず、舎監に報告し、居室で安静にする。 定められた所属校担当部署(専門学校は担任も含む)に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> WEB フォームにより提出された「学生会館健康記録」を確認し、疑いがある寮生に対して聞き取りを行う。(八王子学生会館) 検温記録や舎監からの報告を確認し、必要な場合は寮生へ確認する。(蒲田・北海道学生寮) 所属校は寮生本人に連絡をとり、状況の確認と「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」の記入・提出を指示する。 所属校担当部署と法人担当部署は情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 舎監は、寮生から体調不良の報告を受けたら所属校担当部署または法人担当部署へ報告する。
③ 濃厚接触者及び新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いが強い体調不良者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 発熱が続く場合、倦怠感や呼吸困難、味覚異常等の症状がある場合は、かかりつけの病院または所在地の相談センター等に連絡をして指示に従う。 「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を所属校担当部署へ提出する。 所属校担当部署より通学の許可が出るまでは、緊急の場合を除き、居室からは出ない。 体調が急変した場合は、ためらわずに舎監へ連絡する。 昼食や、食事が無い休日以外は舎監から給仕されるので、居室扉前で受け取る 必要に応じて買い出しに行く場合は、感染防止対策をしっかりと行い、短時間で済ませる事。 居室のごみはビニール袋などに入れ、しっかり口を縛り、居室で管理する(ダストルーム、コインランドリーの使用は禁止) 居室にバス・トイレがない場合は、舎監より指定されたトイレ(個室)、洗面所を使用する。また、治癒が認められるまで、入浴は浴室利用時間が終了した後にシャワーのみ使用可。 	<ul style="list-style-type: none"> 寮生に対し、かかりつけの病院または所在地の相談センターの情報を提供し、相談するよう指示する。 法人担当部署より、舎監へ食事の給仕を依頼する。 居室にバス・トイレがない場合は寮生本人に使用させるトイレ(個室)・洗面所・入浴・ダストルーム・コインランドリーの使用制限を舎監から本人に伝えてもらう。 所属校担当部署は、提出された「様式1 体調不良・発熱時の健康記録」を確認し、保健所の指示に従い通学を許可する。保健所とのやり取りがないケースの場合は体調回復次第所属校担当部署が以下の目安をもとに通学の許可を行う。 <p>○通学許可の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院にて、新型コロナウイルス感染症との診断に至らず解熱・症状が軽減し、薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも72時間が経過している場合。ただし、主治医の判断がこれと異なる場合は、主治医に従う。 <p>*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤 **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○食事対応 <ul style="list-style-type: none"> 舎監は、給食業者へ朝夕食の弁当作成を依頼し、居室前廊下で渡す。昼食や、食事が無い休日の食事は寮生本人で用意するよう伝える。 ○清掃対応 <ul style="list-style-type: none"> 清掃業者は、感染対策を十分に講じた上で感染の疑いがある寮生本人の居室があるフロアについては、他のフロアより、清掃回数(消毒含め)を増やす。 ○トイレ(個室)、洗面、風呂等対応 <ul style="list-style-type: none"> 舎監は、居室にバス・トイレがない場合は寮生本人に使用させるトイレ・洗面所、入浴は他の寮生と接触しないよう、浴室利用時間が終了した後シャワーのみ使用可と口頭で伝える。ダストルーム、コインランドリーの使用は禁止させる。
以下、感染が確認された場合			
④ 感染報告と対応	<ul style="list-style-type: none"> 本人・家族より舎監及び所属校担当部署や担任に報告する。 保健所および、所属校担当部署の指示に従う。 「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」「様式3 健康記録票(感染確認後)」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出を行う。 【八王子第一学生会館の学生の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 舎監の指示に従い、男子学生は第三学生会館、女子学生は第二学生会館に用意されている、コロナウイルス感染者対応部屋(以下「療養部屋」という。)に移動する。 【東京都の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 東京都宿泊療養窓口に連絡し、宿泊療養申込みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 所属校担当部署は、本人からの報告を舎監と共有する。 法人担当部署及び所属校担当部署は、保健所の指示に従う。 所属校担当部署は、感染者に対し「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」「様式3 健康記録票(感染確認後)」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出の指示を行う。 感染者が、「様式2 新型コロナウイルス感染報告書」の作成・提出が困難な状況の場合は、所属校が感染者本人からの聴取に基づいて作成を行う。 【東京都の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 東京都宿泊療養窓口に連絡し、宿泊療養申込みを行うよう寮生へ指示する。宿泊療養又は入院の見込みがない場合は、寮などに隔離することのできる部屋があればそこに移動させる。 【八王子第一学生会館の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 男子学生は第三学生会館、女子学生は第二学生会館に用意されている、療 	<ul style="list-style-type: none"> 舎監は、本人からの報告を法人担当部署及び所属校担当部署と共有し、指示を受ける。 舎監は、学園及び保健所の指示に従い在寮生及び寮関係者の対応を行う。 【東京都の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 東京都宿泊療養窓口に連絡し、宿泊療養申込みを行うよう寮生へ指示する。 【八王子第一学生会館の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 男子学生は第三学生会館、女子学生は第二学生会館に用意されている、療養部屋の空き状況を法人担当部署及び所属校担当部署へ伝え、陽性者を移動させる。 ○清掃・消毒対応 <ul style="list-style-type: none"> 清掃業者は、法人担当部署及び保健所からの指示により、感染対策を

		<p>養部屋の空き状況を確認し、空いていれば移動させるよう舎監に依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人担当部署より清掃業者へ消毒を依頼する。消毒個所は保健所の指示による。 ・在寮生及び寮関係者の対応は、保健所の指示に従う。 ・文部科学省（専門学校は所轄の行政部署も含む）に報告する。 	<p>十分にした上で消毒を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所からの指示が入るまでに時間が掛かる場合は、感染者が3日間以内に使用した場所を直ちに消毒する。 <p>○食事対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、給食業者へ朝夕食の弁当作成を依頼し、居室前廊下で渡す。また、昼食・日曜祝日の食事については、購入したうえで、陽性者に届ける。その代金は、法人担当部署または所属校担当部署処理とする。
⑤ 療養施設や入院治療中および帰寮後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・「様式3 健康記録票（感染確認後）」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出を行う。 ・帰寮日が判明したら舎監及び所属校担当部署や担任に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校担当部署は、感染者に対し「様式3 健康記録票（感染確認後）」「様式4 行動・接触者記録票」の記入・提出の指示を行う。 ・所属校担当部署は、帰寮日の情報を舎監・法人担当部署と共有する。 <p>【八王子第一学生会館の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属校担当部署は、寮生へ療養部屋から自室に戻るよう指示し、舎監と法人担当部署へ伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、帰寮日の情報を所属校担当部署・法人担当部署と共有する。 ・帰寮後の清掃・消毒、食事は「④感染報告の対応」に準じる。
⑥ 医療機関や保健所が指示する療養期間が終了した後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・登校再開は、1. キャンパス内での対応について①と同様の対応とする。 ・食事・トイレ、洗面、風呂、ダストルーム、コインランドリーの使用は通常に戻るが、感染対策には十分留意して過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属校担当部署は、登校再開の情報を舎監・法人担当部署と共有する。 ・保健所が指定する療養期間が過ぎた学生より、咳などの症状が継続していないか、保健所による健康観察において問題がないか、また、療養期間解除の目安である「症状軽快後72時間」が経過しているかを確認し、問題なければ登校を許可する。該当する事項がある場合は自宅療養の延長を指示する。 <p>【八王子第一学生会館の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属校担当部署は、寮生へ療養部屋から自室に戻るよう指示し、舎監と法人担当部署へ伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、医療機関や保健所が指示する療養期間が終了した後は、食事・トイレ、洗面、風呂、ダストルーム、コインの使用を通常に戻すが、感染対策を十分留意するよう寮生へ伝える。 ・対象寮生の体調観察を行い、変化があった場合は所属校担当部署へ報告する。 <p>【八王子第一学生会館の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舎監は、療養部屋から自室に戻るよう指示し、退出後は療養部屋の清掃・消毒等を手配する。

舎監（管理会社）・清掃業者・給食業者への依頼

<p>① 手当てする時は、使い捨てのマスクや手袋を着用してください。嘔吐物など汚染物を処理する時も、手袋を着用してください。</p> <p>② 手当てした後は、マスクや手袋をはずし、手洗いを徹底してください。</p> <p>③ 使用したマスクや手袋は、他の人が触れないよう、すぐに専用の蓋つきゴミ箱に捨ててください。</p> <p>④ 感染者が使用したティッシュやマスク、手当ての際に使用したマスクや手袋等のゴミを捨てる時は、他の人が触れないよう、ビニール袋などに入れ、しっかり口を縛り、専用の蓋つきゴミ箱に捨ててください。</p> <p>⑤ 感染者が使用した食器や衣類は、通常通りに洗えます。</p> <p>⑥ 感染者がよく触れる場所を清掃・消毒してください。</p>

様式（八王子の場合）

様式名	WEB 入力の場合
様式1 体調不良・発熱時の健康記録	WEB フォーム様式1
様式2 新型コロナウイルス感染報告書	WEB フォーム様式2
様式3 健康記録票（感染確認後）	WEB フォーム様式3
様式4 行動・接触者記録票	WEB フォーム様式4